

出産育児一時金の受取代理制度

平成19年4月1日より国民健康保険出産育児一時金（35万円）を分娩にかかった医療機関等へ支払う受取代理制度が利用できるようになりました。（ただし出産する医療機関等の同意が必要です。）

出産費用が35万円以上の場合 出産育児一時金の全額を医療機関等へ支払います。

出産費用が35万円未満の場合 請求金額を医療機関等へ支払い請求額と35万円との差額を申請者へ支払います。これにより医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担が軽減されます。

利用できる対象

- ・医療機関等の同意を得ることが可能で、国民健康保険出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内である分娩人を世帯に有する世帯主。
- ・加西市国民健康保険税が完納になっていること。
- ・加西市国民健康保険出産費資金貸付制度を利用していないこと。

申請受付期間

出産予定日まで1ヶ月以内になってから受付。

申請に必要なもの

- ・申請書（加西市国保健康課窓口でお渡しします。）
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑（認印）
- ・出産1ヶ月以内を証明する医療機関等が発行した出産予定証明書または母子健康手帳
- ・振込先口座番号等を確認できるもの（郵便局を除く）
- ・世帯主と別世帯の方が申請される場合は委任状が必要

問合先： 国保健康課国保医療係 ☎④8721

FAX④1792

4月1日から乳幼児等医療の対象が小学3年生までに拡大

平成19年4月1日から乳幼児等医療費の助成対象を小学3年生まで拡大しました。さらに入院・通院にかかる医療費を無料として、所得制限を廃止しました。該当される方には、「乳幼児等医療費受給者証」を交付しますので、医療機関等の窓口での一部負担がなくなります。（保険診療の対象とならない自費診療、または入院時の食事代や差額ベット代等には自己負担が必要です。）

なお、新たに乳幼児等医療費助成制度に該当される方には、「乳幼児等医療費受給者証申請書」をお送りしています。該当される方で、申請書が届いていない場合は、ご連絡をお願いします。

問合先： 国保健康課国保医療係 ☎④8721

母子家庭の皆様へ

平成19年4月より **母子家庭自立支援給付金事業** を開始します

市内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にある母子家庭の母に対し、就労支援のための給付金を支給します。

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が指定した職業能力開発のための講座を受講した場合に、給付金を支給します。受講前に講座指定の手続きが必要です。

〈支給額〉 本人が支払った費用の40%
(※上限あり)。

(2) 母子家庭高等技能訓練促進費

母子家庭の母が看護師などの資格をとるために2年以上の養成機関に修学している場合に、訓練費を支給します。事前相談が必要です。

対象取得資格は、看護師・介護福祉士・保育士・理学療養士・作業療法士等です。

問合先： 子育て支援課子育て支援係 ☎④8726

65歳以上の方の介護保険料について

現在、普通徴収（納付書または口座振替）により介護保険料を納付している方で、下記に該当する方は、6月支給の年金から介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）がスタートします。該当者には、4月末頃にお知らせハガキを送付いたしますので、ご確認ください。

○特別徴収に移行する方

平成18年10月から11月の間に、次のアからウのいずれかに該当する方で、年額18万円以上の老齢（退職）年金、障害年金、または遺族年金を受給されている方。

ア、65歳以上で、年金給付を受ける権利の裁定を受け、支払を受けることとなった方

イ、年金給付を受けている方で、65歳になられた方
ウ、市内に転入の届出を行った65歳以上の方

問合先： 税務課税制係 ☎④8712

